

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その八)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一四年五月一日に行われました。コートジボワール、アラブ首長国連邦及び英国がトロイカ（報告団）を構成しました。審査にあたって、ベルギー、チェコ、ドイツ、ノルウェー、スロベニア、スウェーデン、リヒテンシュタイン、ポルトガル、スペイン、英国及び米国の一カ国が事前質問を行いました。

北朝鮮が提出した国家報告書では、相変わらず、人権は各主権国家によって保障されており、したがって人権とは国家主権を意味するとし、人権は国内問題であるとの従来の主張が繰り返されました。人権問題を口実とす

る体制の変革は人権の違反を構成するとの論理です。

報告書の中ではいくつかの人権状況の改善について報告されました。まず、条約については、テロ資金規制条約の批准及び障害者権利条約への署名と批准の準備が、国内法については、刑法改正による刑罰の軽減、刑事訴訟法改正による取調べの可視化、通信法や電子認証法、コンピューターネットワーク管理法の制定、女性の権利の保護及び促進に関する法の制定、司法面では地方人民裁判所に代えて各行政区に人民裁判所を設置、さらに義務教育の一年から一二年への延長が報告されました。

第二回のUPRで、北朝鮮は、外国の圧力と軍事的脅威が経済発展と国民の生活水準の向上を阻害しているとしながらも、UPR自体を否定することなく、北朝鮮における真の人権状況を理解するよい機会だと述べました。他方で、北朝鮮が採用している先軍政治は国家主権を守り、戦争の勃発を防止し、経済発展を可能にしてきたと強調しました。また、憲法上も慣行においても平等は保障されているとし、国民を「核心階層」、「動揺階層」、「敵対階層」に分けた身分制度ともいえるべきいわゆる出

身成分の存在を否定しました。さらに、拉致問題を含む北朝鮮における人権侵害を調査するために、二〇一三年三月に国連人権理事会における決議で設置された国連調査委員会（COI）に対し、同委員会は人権以外の政治的動機に基づいているとして非難しました。

国連調査委員会（COI）は、オーストラリア連邦最高裁判所元判事のマイケル・カービー氏を委員長に、インドネシアの元検事総長で、前北朝鮮人権状況特別報告者のマルズキ・ダルスマン氏及びセルビア・ヘルシンキ人権委員会（NGO）代表のソーニャ・ピセルコ氏の三名で構成されました。同委員会は、二〇一三年に調査のために来日し、北朝鮮のUPR審査が行われる直前の二〇一四年三月の第二回国連人権理事会に最終報告書を提出しました。同最終報告書では、北朝鮮における人権侵害は「人道に対する犯罪」に相当しうるとし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国連や国際社会にさらなる行動を求めました。拉致問題についても、拉致及び拉致被害者の置かれた状況を、現在も進行している人道に対する犯罪とし、北朝鮮に対し、拉致被害者に

関する情報提供と被害者本人及びその子孫を帰国させるように勧告しました。その意味では、われわれ日本にとつては北朝鮮に応じてほしい内容の勧告であり、先に示した北朝鮮の態度は残念なものでした。

北朝鮮は、第一回のUPRで行われた一六七の勧告についても否定的態度を示しました。北朝鮮は、一六七の勧告の内、五〇の勧告は事実を酷く歪めて北朝鮮を侮辱するものとして拒否するとし、残りを慎重に検討した結果、八一の勧告を受け入れ、六の勧告を部分的に受け入れ、一五の勧告については現状では受け入れたいが将来的に検討するとして留保し、一五を拒否しました。第一回のUPRで各国が示した「制度的で広範かつ重大な人権侵害」という懸念は馬鹿げた作り話に過ぎないとし、日本人の拉致問題については、平壤宣言を誠実に遵守した真摯な努力の結果、完全に解決したと述べました。日本を含め多くの国が懸念する北朝鮮の人権状況について真摯に省みる姿勢は残念ながら示されませんでした。

第二回のUPRでは八五カ国が発言しましたが、その内容については次号に紹介します。